

学童クラブのクラブ分けについて

学校	クラブ名	クラブ分けの方法
一 小	一 小学 童 クラブ 1 組	住所によるクラブ分け
	一 小学 童 クラブ 2 組	
二 小	二 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	二 小学 童 クラブ 第 二	
三 小	三 小学 童 クラブ 第 一	住所によるクラブ分け
	三 小学 童 クラブ 第 二	
四 小	四 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	四 小学 童 クラブ 第 二	
五 小	五 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	五 小学 童 クラブ 第 二	
	五 小学 童 クラブ 第 三	
六 小	六 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	六 小学 童 クラブ 第 二	
七 小	七 小学 童 クラブ 第 一	住所によるクラブ分け
	七 小学 童 クラブ 第 二	
	七 小学 童 クラブ 第 三	
八 小	八 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	八 小学 童 クラブ 第 二	
	八 小学 童 クラブ 第 三	
九 小	九 小学 童 クラブ 第 一	住所によるクラブ分け
	九 小学 童 クラブ 第 二	
十 小	十 小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	十 小学 童 クラブ 第 二	
	十 小学 童 クラブ 第 三	
十一小	十一小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十一小学 童 クラブ 第 二	
十二小	十二小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	十二小学 童 クラブ 第 二	
	十二小学 童 クラブ 第 三	
十三小	十三小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十三小学 童 クラブ 第 二	
十四小	十四小学 童 クラブ 第 一	住所によるクラブ分け
	十四小学 童 クラブ 第 二	
十五小	十五小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十五小学 童 クラブ 第 二	
花 小	花小金井小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	花小金井小学 童 クラブ 第 二	
鈴木小	鈴木小学 童 クラブ	-
学園東小	学園東小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	学園東小学 童 クラブ 第 二	
上宿小	上宿小学 童 クラブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	上宿小学 童 クラブ 第 二	

※指定管理者が運営するクラブは延長保育の利用が可能です。

※市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブが併設する場合、申請書にどちらを希望するか明記してください。

※申請状況によっては、併設されたもう一方のクラブへ入会していただく場合があります。

※保育の質については、市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブで差が生じないようにしております。
(延長保育の利用が可能か否かの差異になります)

指定管理者とは… 市に代わって施設の管理・運営を行う民間事業者等です。